第１号議案　就学前教育・保育施設整備交付金の拡充について

（西尾張ブロック　提出）

令和８年１０月５日提出

愛知県市長会

会長　　加　藤　錠　司　郎

保育所や認定こども園等の整備に係る「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」では、交付対象となる施設設置主体として、保育所は「社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人」、私立認定こども園は「社会福祉法人又は学校法人」とされています。

一方、法令上、株式会社などの法人でも保育所等を設置することが可能でありますが、原則として、当該交付金の交付対象外とされています。

ただし、待機児童が１人以上、または待機児童が見込まれない場合であっても、保育ニーズの増大が見込まれるとして「保育提供体制の確保のための実施計画」を提出し、採択を受けた市町村においては、株式会社などであっても「市町村が認めた者」として交付対象とする特例が設けられていましたが、令和７年度末に採択要件が見直され、令和８年度からは各年度の４月１日時点で待機児童が１０人以上見込まれる場合もしくは保育申込者数が５０人以上増加すると見込まれる場合のみ採択されることとなりました。

近年、老朽化への対応などにより、子どもたちが安全で安心して過ごせる保育環境を確保するための施設整備の必要性は高まっています。さらに、資材価格や労務費の高騰により施設整備に要する経費は増加しており、今後も必要な施設整備を着実に進めるためには、設置主体にかかわらず自治体及び事業者に対する十分な財政支援が不可欠です。

よって、国におかれては、**施設設置主体によって交付対象が限定されることのないよう、「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」の交付対象要件を見直すことを要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第１３条第４項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第２号議案　予防接種事務のデジタル化に伴う財政支援について

（東尾張ブロック　提出）

令和８年１０月５日提出

愛知県市長会

会長　　加　藤　錠　司　郎

予防接種事務のデジタル化は、接種対象者の利便性の向上及び接種機会の拡大に加え、医療機関における予防接種の効率的な実施や、自治体における効果的な接種勧奨及び接種記録等の適切な管理・蓄積を可能とするものであり、予防接種事業を円滑に推進する上で重要な取組です。

本事業の目的を効果的に達成するためには、医師会との連携をはじめ、多くの医療機関の参加が不可欠です。

現在実施されている実証事業では、タブレット端末等の導入費用についても補助対象とされていますが、今後の本格実施に向けては、導入費用や運営に要する経常経費に対する財政支援の方針が明確に示されていません。

事業を円滑かつ効果的に推進するためには、導入時及び導入後の運営に係る財政支援の内容を医療機関に対して早期に示し、安心して事業に参加できる環境を整えることが重要です。

よって、国におかれては、**予防接種事務のデジタル化の導入費用及び運営に要する経常経費について、医療機関に対する公平かつ継続的な財政支援を行うとともに、その支援方針を早期に決定し、明確に示すことを要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第１３条第４項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第３号議案　重層的支援体制整備事業に係る財政支援の安定化について
（知多ブロック　提出）

令和８年１０月５日提出

愛知県市長会
会長　　加　藤　錠　司　郎

重層的支援体制整備事業交付金については、毎年度のように方針の変更が行われており、特に多機関協働事業等においては毎年大幅な減額がされるなど、財政支援が極めて不安定な状況となっています。令和７年３月には、国の関係課長会議において、令和７年度事業の多機関協働事業等の財政負担上限額変更に加えて、多機関協働事業において委託を認めない方針も示されました。

また、令和７年１１月には、令和８年度予算に関して、事業実施から５年を経過した自治体に対する国負担割合の引き下げ及び、財政力指数１を超える市町村に関しては、更に国の負担割合を引き下げる旨の通知が出されました。５年経過していない自治体においても、今後同様の見直しが段階的に拡大される可能性があり、中長期的には事業運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

さらに、令和７年１２月初旬には、令和７年度の交付金申請に係る事前協議において、例年と同様の取扱いとされながらも、実質的には厳格な査定が行われ、交付金の大幅な削減が行われました。

その後、多機関協働事業において委託を認めない方針も一部見直しがなされ、令和７年度交付金については概ね例年通りの取扱いとなりましたが、新年度直前や当初予算編成後の急な方針変更は、市町村における予算執行や事業実施に混乱を招くことになります。また、年度途中における交付額の大幅な削減は、既に計画している事業の継続や安定的な支援体制の構築に大きな影響を及ぼします。

よって、国におかれては、**重層的支援体制整備事業交付金について、安定的かつ十分な財政措置を講ずるとともに、制度や運用方針の変更を行う場合には、地方自治体の予算編成及び事業運営に支障が生じることのないよう、早期かつ明確に提示することを要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第１３条第４項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第４号議案　低出生体重児の家庭に対する助成制度の創設について
（東尾張ブロック　提出）

令和８年１０月５日提出

愛知県市長会
会長　　加　藤　錠　司　郎

未熟児養育医療給付制度の対象（出生体重が 2,000ｇ以下）となる乳児（以下、「対象乳児」という）は、出生直後から周産期母子医療センター等の高度医療機関に入院するケースが多く、保護者は頻繁な面会に加え、母乳パック等の持参・搬送を行う必要があるなど、身体的及び精神的に大きな負担を抱えることになります。

また、入院期間が長期に及ぶ場合には、未熟児養育医療給付制度による医療費助成が行われているものの、母乳パック及び搾乳機の購入費や賃借料の他、未熟児用の紙おむつ等の消耗品費や入院先医療機関までの交通費など、制度の対象とならない費用負担が発生し、経済的負担も大きくなっています。

そのため、対象乳児を養育する家庭は、長期にわたる医療や看護への対応を要する中、身体的・精神的負担に加え、経済的にも大きな負担を抱えています。

よって、国におかれては、**対象乳児を養育する家庭に対する更なる負担軽減を図るため、未熟児養育医療給付制度の対象外である母乳パック及び搾乳機の購入費や賃借料などを対象とした、新たな助成制度を創設するよう要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第１３条第４項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第５号議案　衣浦大橋（トラス橋）の架け替え整備について
（知多ブロック、西三河ブロック　提出）

令和８年１０月５日提出

愛知県市長会
会長　　加　藤　錠　司　郎

衣浦大橋は、知多地域と三河地域を結ぶ陸上交通の要衝で、災害時における第１次緊急輸送道路に位置付けられているほか、周辺道路とともに重要物流道路にも指定された地域の大動脈となっており、物流及び通勤車両等の集中により、慢性的に交通渋滞が発生しています。

このことから、これまで愛知県により、衣浦大橋西側交差点の改良、東側交差点の立体交差化及び半田市街地方面への左折専用橋梁の整備など、さまざまな渋滞緩和対策が進められてきましたが、未だ解決に至っておらず、また、衣浦大橋（トラス橋）は、昭和３１年の開通から７０年が経過し、老朽化しているとともに、幅員が５．５メートルと狭いことも渋滞の一因となっていることから、橋の架け替えという抜本的な対策が必要不可欠な状況となっています。

令和７年度には、衣浦大橋（トラス橋）の架け替えについても、国庫補助事業の新規事業箇所の採択を受け工事着手されたところであり、着実な事業進捗が望まれています。

よって、国におかれては、**衣浦大橋（トラス橋）の老朽化と交通容量不足に対応する架け替え整備を計画的に実施できるよう、十分な予算措置を要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第１３条第４項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第６号議案　三河港の機能強化に向けた港湾施設等の整備促進について
（東三河ブロック　提出）

令和８年１０月５日提出

愛知県市長会
会長　　加　藤　錠　司　郎

貿易額（輸出入額）において全国第８位（空港を除く）の三河港は、地域の産業を支える物流拠点としての役割を担っており、完成自動車の輸入については、金額・台数ともに３３年連続日本一の自動車港湾です。

しかしながら、完成自動車の保管用地不足や、三河港背後道路の渋滞など非効率な物流を強いられており、事業者の負担となっています。

また、近年では船舶の大型化やクルーズ船の寄港など新たな需要への対応や、激甚化する自然災害への対応、老朽化が進む港湾施設への早期の対策が必要になっています。

こうした状況を踏まえ、三河港が国際物流拠点としての役割を維持・強化し続けるため、企業と行政が連携し、技術革新の導入や助成金の活用による物流サービスの改善、サーキュラーエコノミーポートの実現に向けた環境調和型の港づくりなどに取り組んでいます。

さらに、国土強靭化の観点から、防災・減災機能の強化を図り、地域社会の安全確保に貢献するとともに、持続可能な経済活動のための施策を推進しています。

よって、国におかれては、**三河港がさらなる発展を続けていくため、臨港道路東三河臨海線の早期実現や公共岸壁及びふ頭用地等の早期整備を行うための港湾関連予算の確保を要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第１３条第４項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第７号議案　市街化調整区域内廃校学校跡地等に係る開発許可の特例制度の創設について

（西尾張ブロック　提出）

令和８年１０月５日提出

愛知県市長会
会長　　加　藤　錠　司　郎

少子化に伴う学校統廃合により、市街化調整区域内の廃校跡地が増加していますが、現行の都市計画法に基づく規制により、生活利便施設の誘致や公共資産の活用が進みにくい状況となっています。

また、廃校跡地は地域の中心に位置し、道路整備も進んでいる場合が多く、生活利便施設の立地に適しているものの、申請地規模の規制により民間事業者の誘致が困難となっています。

地区計画を定めることにより、廃校跡地の利活用を進めることは可能ですが（都市計画法第 34 条第 10 号)、地区計画の策定（都市計画法第12 条の 5）には、用途・規模・配置・周辺環境との整合性など多岐にわたる事項の検討に加え、関係機関との協議や地域調整、都市計画決定に多くの手続を要するため、相当の期間を要します。

このため、民間事業者の事業化スケジュールに迅速かつ柔軟に対応することが難しく、結果として、廃校跡地の利活用を進められないケースが生じています。

よって、国におかれては、**市街化調整区域内に位置する、少子化等により用途廃止となった公立・私立の学校跡地（校舎・運動場）に限定し、周辺の環境保全に支障がない一定の用途への変更・開発について、地区計画の策定を要件としない新たな特例的開発許可制度の創設を要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第１３条第４項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第８号議案　公共施設等適正管理推進事業債の期限の延長について

（西三河ブロック　提出）

令和８年１０月５日提出

愛知県市長会

会長　　加　藤　錠　司　郎

高度経済成長期から昭和５０年代にかけて、人口増加や市民サービス拡充のために建設された全国各地の公共施設は、現在、その多くが耐用年数を超え、老朽化が急速に進んでいます。

平成２６年４月には、総務大臣から全ての自治体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定が要請され、各自治体が同計画を策定し、公共施設の再配置に積極的に取り組んできたものの、施設の更新・維持管理等に係る多額の財政負担が避けられないことから、思うように適正管理が進められないのが現状です。

こうした中、持続可能な行政サービスを次世代に引き継ぐためには、公共施設の「更新の波」を単なるコストの増大と捉えるのではなく、今後の自治体運営を見直すための「適正化の機会」と捉えることが重要です。

これまで公共施設は「整備すること」が行政の成果とされてきましたが、現在の施設管理で最も重要なのは、「総量圧縮を目的とした施設の複合化や集約化」の推進であり、むしろ「どれだけ適切に施設を無くすか」という視点です。「建てる」ことよりも「減らす（解体する）」こと、つまり、物理的な施設の「総量抑制」が、自治体経営の健全化には不可欠です。

よって、国におかれては、**「公共施設等適正管理推進事業債」の期限を延長し財源確保の枠組みを継続するとともに、公共施設の除却（解体）のみに対する「除却事業」について交付税措置を講じられるよう要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第１３条第４項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第９号議案　熱中症対策に取り組む中小企業への支援について
（名古屋ブロック　提出）

令和８年１０月５日提出

愛知県市長会
会長　　加　藤　錠　司　郎

近年、猛暑の影響により職場での熱中症による労働災害が増加しており、死亡・重篤化事例も多数発生しています。こうした状況を踏まえ、令和７年６月に、改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられたところです。

こうした中、中小企業における熱中症対策は、職場の環境改善を図るものであり、労働者が安全に働くために必要不可欠なものであると認識し、国の取組について、市内事業者への周知・啓発に努めています。

一方で、中小企業にとって、空調設備や冷却機器の導入、WBGT 測定機器の整備、休憩所の整備などに係る初期投資が大きく、対策が十分に進まない場合があります。国の支援制度としては「エイジフレンドリー補助金」が存在するものの、条件（高年齢労働者要件等）があり、制度を十分に活用できないのが現状です。

また、職場での熱中症対策には作業環境管理や健康管理といった専門的な知見が必要ですが、リソースの限られた中小企業での実施は困難であり、熱中症対策にかかる中小企業への支援強化は喫緊の課題であると認識しています。

よって、国におかれては、**資金面や人員面で制約のある中小企業に対する支援を強化するため、中小企業が熱中症対策を導入しやすいよう、新たな補助制度の創設や「エイジフレンドリー補助金（熱中症対策コース）」等の既存制度について、補助対象・補助率の拡充及び申請手続の簡素化を図ることを要望します。**

また、中小企業の実情に応じた支援を行うため、専門家派遣・相談支援体制の強化を図ることを併せて要望します。

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第１３条第４項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第１０号議案　商店街共同施設（アーケード等）の整備等に対する支援について

（名古屋ブロック　提出）

令和８年１０月５日提出

愛知県市長会
会長　　加　藤　錠　司　郎

商店街は、市民が日常的に利用する公共性が高いアーケードや街路灯等の共同施設の整備を行うことで、安心・安全で快適なまちづくりに貢献してきました。

しかしながら、商店街共同施設の中には、整備後相当期間が経過し老朽化が顕著なものや、整備や補修を実施しなければ非常に危険な箇所も見受けられ、現に能登半島地震や強風の影響により街路灯が倒壊する事例も発生しています。

こうした中、多くの商店街においては、組合員の高齢化や担い手の減少等の課題を抱えており、商店街共同施設の適切な維持管理への対応が深刻な問題となっています。

商店街は、身近な買い物の場であるだけでなく、イベント等を通じた地域の賑わいづくりや、アーケードや街路灯等の維持管理など地域の安心・安全にも寄与しており、地域経済の活力を生み出すとともに、地域コミュニティの核として重要な役割を担っています。

よって、国におかれては、**公共性の高い商店街共同施設であるアーケード、アーチ、街路灯等の新設・改修・撤去を対象とした補助制度を創設するなど、商店街が適切な維持管理を継続できるよう、必要な財政措置を講じることを要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第１３条第４項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第１１号議案　産業廃棄物処理施設の適正な配置に向けた取組の推進及び産業廃棄物最終処分場の設置に伴う負担軽減に向けた支援制度の創設について

（東尾張ブロック　提出）

令和８年１０月５日提出

愛知県市長会
会長　　加　藤　錠　司　郎

産業廃棄物最終処分場は、経済活動を支える重要な施設である一方で、大気・水質への影響や搬入車両の増加に伴う交通安全上の懸念、地震・豪雨時の災害リスクなど、地域住民に様々な負担が生じるほか、立地条件等により特定の地域に集中する傾向があります。

埋め立て終了分を含む産業廃棄物の最終処分場が集中して設置されている瀬戸市においては、大規模な処分場を含む複数の新設計画が進められるなど、産業廃棄物処理施設が過度に集中し、県内でも特定地域に施設負担が偏在している状況にあります。

産業廃棄物処理施設については、設置許可を県が行う一方、生活環境への影響は地元自治体や地域住民が長期にわたり負担しており、施設集中による累積的な環境負荷も十分考慮されていないことから、特定地域への環境負荷の偏在と住民不安の増大が懸念されます。

許可権限は県にあるため、法令に適合する申請については実質的に受け入れざるを得ず、負担が被設置自治体に偏っていることは、環境負荷の公平性の観点から問題であると考えます。

よって、国におかれては、**産業廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の運用について、特定地域への施設の集中による累積的な環境負荷を適切に評価するための判断基準を設けることを要望します。**

また、産業廃棄物最終処分場の設置に伴う地域住民の負担軽減を図るため、被設置自治体に対する財政支援制度の創設を要望します。

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第１３条第４項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第１２号議案　交通安全プログラム事業に対する財政支援の充実について

（西尾張ブロック　提出）

令和８年１０月５日提出

愛知県市長会
会長　　加　藤　錠　司　郎

児童の通学路をはじめとする生活空間の安全確保を目的として、交通安全プログラム事業を計画的に推進していくことが求められています。本事業は、社会資本整備総合交付金（防災・安全）を活用した重要な施策であり、地域における移動の安全性向上に直結するものです。

こうした中、市街化区域・市街化調整区域を問わず、道路に併設された用排兼用の開水路が多数存在するという構造的な課題を抱える地域もあり、特に、通学路に指定されている集落内の道路は幅員が狭く、歩行者と車両の分離が困難な箇所が多いため、十分な歩行空間が確保されていません。その結果、児童は車両と近接した状態で通行せざるを得ず、転落事故や接触事故の危険に常にさらされています。

このような状況を踏まえ、防護柵の設置や路肩整備、注意喚起表示の設置などの安全対策を講じていますが、対策を必要とする箇所は広範囲にわたり、いまだ多くの危険箇所が残されています。加えて、交付金が要望額どおりに配分されていない現状では、優先度の高い箇所であっても事業の着手や進捗に遅れが生じ、危険な状態が長期間放置される要因となっています。

交通安全対策は、計画的かつ継続的に実施することで初めて十分な効果を発揮するものであり、交付金の不安定な配分は、事業効果の低下や安全対策の遅延を招きます。したがって、交付金が安定的に確保されることにより、危険箇所への迅速かつ的確な対応が可能となり、通学路を含む生活空間全体の安全性を着実に向上させることができます。

よって、国におかれては、**生活空間の安全確保を着実に推進するため、社会資本整備総合交付金（防災・安全）の安定的な確保および十分な配分を要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第１３条第４項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第１３号議案　学校保健推進体制支援事業の拡充について

（東三河ブロック　提出）

令和８年１０月５日提出

愛知県市長会

会長　　加　藤　錠　司　郎

令和８年４月の法改正により、養護教諭の複数配置基準が引き下げられたものの、養護教諭が２名配置される小中学校は限られており、大多数の小中学校においては養護教諭１名で、校内の保健管理や保健教育などを担う状況です。

このような勤務環境において、市町村の中には独自に財源を確保して非常勤養護教諭等を任用し、複数配置基準に満たない大規模校への複数配置や、養護教諭不在時の対応など、業務体制の充実・強化に取り組むところもあるほか、経験の浅い養護教諭等が配置されている学校には、経験豊富な人材を派遣し、資質・能力の向上に向けた指導・助言を行うことで、子どもたちの心身の健康へ適切に対応できる体制確保に努めています。

一方で、市町村独自の財源により事業を実施していることから、事業の拡充は厳しく、健康診断など繁忙期への業務支援や、修学旅行への同行、健康診断、病院受診への付き添いなど、養護教諭が不在となり保健室を閉鎖する時間帯への対応が不十分な状況であり、子どもたちの健康と安全を支える体制確保が課題となっています。

よって、国におかれては、**現在、実施主体が都道府県及び指定都市に限られている「学校保健・食育推進体制支援事業」について、全ての自治体が児童生徒の健康課題に対応できるよう、実施主体に市町村を追加し、必要かつ十分な財源を確保されるよう要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第１３条第４項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第１４号議案　学校給食に係る支援について
（西尾張ブロック、知多ブロック、西三河ブロック　提出）

令和８年１０月５日提出

愛知県市長会
会長　　加　藤　錠　司　郎

学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達を支えるとともに、食育を実践する上で重要な教育活動であり、義務教育における教育環境の充実に欠かせません。

令和８年度からは、小学校給食費の抜本的な負担軽減に向けた国の財政措置が講じられ、児童１人あたり月額 5,200 円を基準とした支援が行われています。

しかしながら、地域によって食材費に差があることに加え、近年の急激な物価高騰により食材費等が上昇しており、国の基準額を超える費用については、地方公共団体が公費で負担せざるを得ない状況となっています。

今後も、不安定な世界情勢等を背景とした物価高騰の継続が見込まれる中、食材費のさらなる上昇による地方公共団体の財政負担の増大が懸念されます。

また、居住する自治体により、給食費の負担軽減や無償化の実施状況に格差が生じることは、義務教育における公平な教育環境の確保や子育て世帯への支援の観点から望ましいものではありません。

よって、国におかれては、**給食費負担軽減交付金について、物価高騰等の社会情勢を踏まえ、実態に即した十分な水準となるよう基準額の見直し・引上げを行うとともに、地方公共団体の財政力に左右されることなく、小学校及び中学校の学校給食費無償化が実現できるよう、恒久的かつ安定的な財源措置を講じることを要望します。**

説明

この案を提出するのは、愛知県市長会会則第１３条第４項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。